

宮城県公安委員会告示第146号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年12月2日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 講習に係る警備業務の区分及び実施日時

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期間

令和5年1月10日（火）から同年1月19日（木）まで（土、日曜日を除く。）の8日間

講習区分	実施日	10日	11日	12日	13日	16日	17日	18日	19日	計
		(火)	(水)	(木)	(金)	(月)	(火)	(水)	(木)	
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○		○	○	7日間
	4号	○	○	○			○	○	○	6日間
追加取得講習	3号				○	○		○		3日間
	4号						○	○		2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号警備業務）

1月10日から16日まで（土、日曜日を除く。）の5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午前9時30分から午後0時20分までとし、19日は午前9時20分から修了考査を実施する。

イ 新規取得講習（4号警備業務）

1月10日から12日及び17日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午前9時30分から午後3時50分までとし、19日は午前9時20分から修了考査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号警備業務）

1月13日及び16日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午後4時から修了考査を実施する。

エ 追加取得講習（4号警備業務）

1月17日は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

3号警備業務新規・追加取得講習及び4号警備業務新規・追加取得講習合わせて30人。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)ーア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和4年12月12日（月）から同月16日（金）までの5日間（12日から15日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 受付期間

令和4年12月19日（月）から同月23日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

9 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、受付人員の制限や講習の延期又は中止となる場合がある。

(2) 受講者は、感染対策（マスクの着用、手指のアルコール消毒等）を徹底すること。